

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：全世界（広域）中南米地域を中心とした南南・三角協力及び知識共創とサーキュラー協力に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：全世界（広域）中南米地域を中心とした南南・三角協  
力及び知識共創とサーキュラー協力に係る情報収集・  
確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00324

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）中南米地域を中心とした南南・三角協力及び知識共創とサーキュラー協力に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月下旬から2027年2月下旬

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

中南米部 中米・カリブ課

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 7月 7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 7月 8日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 13日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年 7月 17日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 8月 3日 10時半
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

##### （１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/EjyHTjFveJ>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

##### （２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

##### （２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。  
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

#### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

#### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

##### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

近年、国際開発協力を取り巻く環境は大きく変容している。地政学的緊張が高まる中、特定の大国が影響力を持つ時代から、複数の仕組みやネットワークが重層的に存在する、「multiplex（多層化）した世界」（Acharya 2025）へ移行しつつある。開発課題も、気候変動、感染症、移民、防災などの分野横断・越境型へと移行し、伝統的な先進国ドナーと被援助国間の枠組みのみでは対応困難な状況となりつつある<sup>2</sup>。また、対応主体も政府・援助機関中心の体制から、地域機関、国際機関、民間セクター、学術機関等を含む多主体へと拡大している。

2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」は、開発課題を普遍的課題として位置づけるとともに、実施手段の強化とグローバル・パートナーシップの再活性化を掲げた。更に、2019年に実施されたBAPA+40においては、資金調達や技術移転に加え、知識や経験の共有、相互学習、多主体パートナーシップの重要性が明確に示された。こうした知識共有を基盤とする国際協力の方向性の深化は、協力主体間で知識や経験が一方向的に移転されるのではなく、多方向に循環しながら相互に再編成される「サーキュラー協力<sup>3</sup>」の視点として近年捉えられつつある<sup>4</sup>。

国際社会においては、OECD、またEU、ドイツ（GIZ）、スペイン（AECID）等の主要ドナーが、多主体型協力や知識共有を重視した取組みを進めており、UNOSSC（国連南南協力事務所）は南南協力<sup>5</sup>・三角協力<sup>6</sup>の国際的枠組み形成を主導している。また、

<sup>2</sup> 世界経済フォーラム（2023）は、グローバルリスクが相互に関連し国境を越えて影響を及ぼすことを指摘し、協調の低下がリスクを悪化させるとして、国際的協力の強化の必要性を強調している。

<sup>3</sup> 本仕様書でいう「サーキュラー協力」とは、既存の南南協力及び三角協内に内在する知識共創の過程を、一方向的な資源移転ではなく、相互性に基づく知識・経験の循環として捉える分析視角を指す。すなわち、知識共有、相手国・地域の文脈に応じた適応、第三国・地域への展開、及び学習の還流に着目するものであり、現時点では独立した制度や新たな協力モダリティとして確立しているものではない。

<sup>4</sup> サーキュラー協力については、その概念定義や制度設計、評価手法、案件形成手法等の体系的整理が必ずしも十分ではなく、運用面や戦略的展開に資する知見の整理・蓄積やその普及が課題である。

<sup>5</sup> 開発途上国が相互の連携を深めながら、技術協力や経済協力を行いつつ、自立発展に向けて行う相互の協力（JICA HP より）。

<sup>6</sup> 先進国や国際機関が、途上国が他の途上国に対して行う南南協力を、資金・技術・運営方法などで支援すること（JICA HP より）。

米州開発銀行（IDB）やアンデス開発公社（CAF）等の地域開発金融機関も、域内での知識共有や共同イニシアティブを推進しており、主要援助機関においても、伝統的な一方向的協力モデルから、知識共創や多方向的な関係性に基づく協力への転換が進んでいる。

一方、JICAは長年、オーナーシップの尊重、知識や経験の共創（Co-Creation）、現場に根ざしたネットワークの構築等を重視しつつ、技術協力、有償資金協力、無償資金協力、海外協力隊派遣事業等を通じた信頼関係構築と人材育成の経験を蓄積してきた。南南協力和三角協力を重要な協力手段として位置づけ、半世紀以上にわたり第三国研修等を推進し、第三国研修の参加者総数は累計8万人、日本人以外の第三国専門家の派遣数は2千人を超える。近年、JICAグローバル・アジェンダにおいて「多様なパートナーと協働・共創」を重要なアプローチとして掲げ、南南協力和三角協力を含む多様な協力手法を通じ、途上国間及び日本との相互学習を推進してきた経緯もある。

他方で、こうした知識や経験の共有を通じた協力実践は、上述した近年の国際潮流と整合する一方で、必ずしも国際的な議論の中で体系的に位置づけられていない状況がある。また、近年国際潮流の中で議論が進んでいるサーキュラー協力についても、JICAの国際開発協力実践や事例に基づき、今後の協力モデル及びODA卒業国等とのパートナーシップ継続の観点からも、具体的な案件形成等を整理し、提示していくことが求められている。本調査は、これらJICAの協力量針及び既存の協力実績を踏まえ、知識共創型協力などの「サーキュラー協力」としての整理を図るものであり、今後の協力戦略の深化及び国際発信の強化に資する位置づけとする。

## 第2条 調査の目的と範囲

### （1）調査の目的

#### 1）目的

本調査は、国際潮流及び他ドナー等の先行実践を踏まえ、JICAがこれまで蓄積してきた南南協力和三角協力の経験と強みを再整理するとともに、サーキュラー協力の概念や成立要件の整理、実践モデルの抽出、案件形成手法、評価手法及び連携のあり方等に係る知見を得ること、また、それらの国際発信を目的として実施する。あわせて、多様な主体との対話を通じ、将来的な知識共創プラットフォーム形成に向けた提言・試行を行う。

## 2) 想定される活用・波及効果（調査後3カ年程度のアウトカムを想定）

- サーキュラー協力が国際場裡で標準的な概念になることに貢献し、多様な機関により多様な地域で実施・展開される。
- JICAの経験が国際潮流の中で再定義され、JICAの国際議論の形成者としての立場が確立される。
- マルチアクターによる知識共創型・サーキュラー協力ネットワークが形成される。

### (2)調査の範囲

本業務は、「第2条（1）調査の目的」を達成するため、「第3条 調査実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「第4条 調査の内容」に示す業務を行い、「第5条 報告書等」に示す成果品等を作成する<sup>7</sup>。

#### 1)対象地域

本調査では、中南米・カリブ地域を中心対象としつつ、比較対象として他地域を含めた広域を対象とする。主たる対象は、日本とのパートナーシップ・プログラム実施国や近年協力提供国としての役割を強化している国等とする。また、協力の裨益側や第三国研修等の参加国・地域機関については、調査目的に照らして有益な場合、机上調査又は限定的ヒアリングの対象とすることができる。

#### <想定する現地調査国><sup>8</sup>

以下9か国程度を想定する。

**中南米・カリブ地域**：メキシコ、チリ、コロンビア、ブラジル、コスタリカ、パナマ

**その他地域（広域）**：トルコ、マレーシア、ポルトガル<sup>9</sup>

#### <想定する机上<sup>10</sup>調査国・地域><sup>11</sup>

以下8か国程度を想定する。

<sup>7</sup> なお、本調査の具体的な分析視点、調査手法及び検討アプローチについては、本件調査への競争参加者の専門性及び創意工夫を活かす観点から、プロポーザルにおいて提案することを求める。

<sup>8</sup> 想定する現地調査国を列記するが、本件調査への競争参加者の専門性及び創意工夫を活かす観点から、プロポーザルにおいて提案することを求める。

<sup>9</sup> ポルトガルへの渡航に関しては、本年10月末にリスボンで開催予定の南南協力国際会合への参加を目的に渡航先候補として含めているが、会合に参加できる受注先人員は1名程度となる見込み。

<sup>10</sup> 遠隔でのアンケート、インタビュー等を含む。

<sup>11</sup> 想定する机上調査国を列記するが、本件調査への競争参加者の専門性及び創意工夫を活かす観点から、プロポーザルにおいて提案することを求める。

中南米・カリブ地域：アルゼンチン、ウルグアイ、ペルー

その他地域（広域）：インド、エジプト、フィジー、南アフリカ、モザンビーク

## 2)調査対象機関

調査対象機関は、三角協力・南南協力において知見提供国又は中核的役割を担う国・機関とし、①国際潮流及び制度設計を把握するための国際機関・主要ドナー、②知識共創型協力及びサーキュラー協力の実践を把握するためのパートナー国・協力機関（リソース機関及び参加機関を含む）、③日本への環流及びマルチアクター連携の実践を把握するための国内外の関連主体に区分して設定する。加えて、④JICA内外の実務知見を客観的な視点から把握・可視化するためにJICA関係者とも十分な意見交換を行う。具体的な対象は、調査の進行に応じて、受注者と発注者との協議により確定する。

以下、想定される対象機関を記す。

### ① 国際機関・主要ドナー

OECD（経済協力開発機構）、UNOSSC（国連南南協力事務所）、及び各地域の三角協力実施窓口機関（PIFCSS（イベロアメリカ南南協力強化プログラム））等
--

### ② パートナー国・協力機関

GIZ（ドイツ国際協力公社）、AECID（スペイン国際開発協力庁）、AMEXCID（メキシコ国際開発協力庁）、AGCID（チリ国際開発協力庁）、ABC（ブラジル協力庁）、APC-Colombia（コロンビア国際協力庁）、TIKA（トルコ国際協力調整庁）、MTCP（マレーシア技術協力プログラム）等、及びその他裨益国を含む開発パートナー等の関連機関等
--

### ③ 国内外の関連主体

国内外の自治体、大学・研究機関、民間企業、NPO、JICA 事業関係者（帰国研修員、JICA 海外協力隊経験者等）については、日本への知識の環流やマルチアクター連携の観点から、代表的な事例をもとに、機関・団体を選定して情報収集を行う。候補となる事例は発注者が参考情報を提供するが、具体的な対象は受注者の提案及び調査結果を踏まえて、確定する。

#### ④JICA 関係者等

各国在外拠点職員（現地職員含む）、企画部、課題部（ナレッジマネジメントネットワーク KMN）、地域部、緒方貞子研究所等に対して適宜ヒアリングを実施する。

### (3)重点テーマ

本調査においては、気候変動・防災、高齢化対策、及び地域活性化を重点テーマとして想定している。これらの重点テーマについては、分野横断的な観点（マルチアクター性、知識循環、日本への環流<sup>12</sup>、案件形成可能性等）から整理する。受注者から、有効な分析テーマ又は横断軸の提案がある場合は、調整可能とする。

各分野の分析においては JICA 内のナレッジマネジメントネットワーク KMN や関連部署へのヒアリングも適宜実施する。

## 第3条 調査実施の留意事項

本調査は、文献調査や事例収集に留まらず、国際協力における知識共創及びマルチアクター協働の可能性を整理し、今後の協力モデル形成に資する基礎調査として実施する。そのため、以下の視点を重視すること。

### (1) 基本的な考え方

#### ①国際潮流との接続

JICA 内部の経験のみを起点とするのではなく、国際社会における議論、制度設計、先行実践との比較分析を重視する。

#### ②グローバルサウス視点及び裨益国視点の重視

伝統的ドナー視点のみならず、グローバルサウス諸国<sup>13</sup>やいわゆる裨益国がどのような継続的な協力関係やパートナー像を期待しているかについて整理する。外部視点での日本や JICA の開発協力の特徴や強み・弱み（差別化ポイント）を可視化・言語化・体系化する。

#### ③マルチアクター性の重視

中央政府間協力のみならず、自治体、研究機関、民間企業、市民社会、地域機関等を含む多主体協働の視点を重視する。

<sup>12</sup> 2023 年改定の「開発協力大綱」の基本方針に“環流”という用語が用いられている。

<sup>13</sup> 本仕様書では、「グローバルサウス」を、アジア、アフリカ、中南米等に位置する開発途上国および新興国から成る総体であり、国際社会において主体的な役割を強めつつあるパートナー群を指す用語として用いる。

#### ④対話・共創プロセスの重視

本調査は、完成された概念を一方向的に整理するものではなく、多様な主体との対話プロセスを通じて、協力モデルの可能性を探索的に整理する。

#### ⑤実装可能性の重視

理念的整理に留まらず、今後の案件形成や制度設計に接続可能な実践的示唆を整理する。

##### (2) 調査・分析項目

JICAは南南協力・三角協力、知識共創及びサーキュラー協力について複数の調査を実施済である（配布資料参照）。本調査では、関連する既存の調査・報告書等を参照し、調査設計や分析作業の効率化を図る。また、これら実施済み又は実施中の調査結果及び協力の成果や教訓をレビューし、今後の協力のあり方に係る提言作成の際に活用すること。

##### (3) 他の開発パートナーによる先行調査・取組みの確認

南南協力・三角協力分野では、多くの国際機関やドナー、パートナーシップ・プログラム（PP）<sup>14</sup>実施国等のいわゆる新興国による調査及び協力・取組みが行われている。これら開発パートナーの最新の動向を踏まえつつ、調査を実施する。

##### (4) 現地人材の活用

現地調査では、関連機関の業務実施に係る仕組みや取組み状況の現状を把握する必要がある。限られた期間で効果・効率的に現地情報を収集・分析するために、元第三国専門家等<sup>15</sup>の現地人材リソースの活用も可能<sup>16</sup>。

##### (5) 計画内容の確認プロセス

本調査は、中南米・カリブ地域を中心とした南南協力・三角協力及び知識共創型協力・サーキュラー協力におけるJICAの協力戦略策定（ODA卒業国等との関係継続の視点を含む）に資することを目的としていることを踏まえ、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で発注者<sup>17</sup>と十分協議すること。なお、特に以下の各段階においては、機構関係者が出席する会議を開催し、内容と進捗状況を密に確認して進めることとする。

<sup>14</sup> <https://www.jica.go.jp/activities/schemes/ssc/index.html>

<sup>15</sup> 相手国の地域性や歴史的背景、言語などを考慮した結果、日本人専門家よりも第三国（日本および相手国以外の国）からの人材派遣がより効率的と判断される場合に派遣される専門家を、第三国専門家と言う。必要に応じて、発注者から元・現第三国専門家/日本人専門家の情報提供が可能。

<sup>16</sup> 現地人材リソースの活用については、プロポーザルにおいて提案を求める。

<sup>17</sup> 中南米部が部横断で三角協力を推進するために設置している「三角協力ユニット」に加え、企画部援助協調室や緒方貞子研究所等のタスクチームがフォーカルポイントとなる想定。

#### 1) インセプションレポート作成時（9月上旬）

調査全体のスケジュール、分析項目、範囲について当機構と十分に協議・確認する。

#### 2) 第一次机上調査終了時（10月上旬）

机上調査の結果につき発注者に対して説明・協議する。また、収集整理した情報に基づく協力の方向性の共有を目的として、関連在外拠点に対して説明する。

#### 3) 主要な現地調査終了時

現地調査の結果につき発注者に対して説明・協議する。また、2)で検討した協力の方向性の進捗を関連在外拠点に対して説明する。説明時期については、2)を踏まえて設定する。

#### 4) ドラフトファイナルレポート作成時

ドラフトファイナルレポート作成時には、三角協力ユニット及び本調査タスクチームに対して説明・協議する。報告書の内容、分析結果の記載内容等について、十分に協議・確認する。

#### 5) その他

上記に限定せず、調査の進捗に応じて、三角協力ユニット及びタスクチームの主要な実務担当者とは随時打ち合わせを行う。

#### （6）基礎的なセクター情報の収集方法

一般に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料などを活用して効率的に情報収集・分析すること。

#### （7）JICA職員等の聞き取り調査への参加

第4条2. に示す聞き取り調査には、JICA職員等も一部参加する可能性もあるため、調査スケジュールを発注者と事前に協議すること。また、同時期に実施する基礎調査で関連性のある案件がある場合、相互に情報共有や情報交換の場を設ける等で対応する。

### 第4条 調査の内容

上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、以下の想定フローより構成される調査を実施する<sup>18</sup>。

---

<sup>18</sup> ただし、本件調査への競争参加者の専門性及び創意工夫を活かす観点から、プロポーザルにおいて提案することを求める。

## (1) 主な調査項目とそのスケジュール

### 1) 机上調査① (2026年8月下旬～9月)

- ① 現地調査計画を含むインセプション・レポートの作成
- ② 国際潮流及び先行実践の整理・分析及びグローバルサウス主導型協力の分析
- ③ 三角協力・サーキュラー協力の評価・レビューに係る既存資料の分析
- ④ 過去に JICA が実施した南南協力・三角協力に関する情報の収集・分析
- ⑤ 現地調査対象国に関する収集情報リストの作成及び公開資料・情報の収集
- ⑥ 現地調査対象国のパートナー機関に対する現地調査に係る質問票の作成
- ⑦ 国際会合でのプレゼンテーション及びラウンドテーブル準備 (国際会合実施事務局との調整含む)
- ⑧ 調査した事例の对外発信 (ウェブサイト等) ※調査期間を通じて国内外向けに都度行う。
- ⑨ 現地調査対象国に係る課題・ニーズの整理

### 2) 現地調査 (2026年10月～2月の間で計3回を想定<sup>19</sup>)

- ① 現地調査対象国におけるヒアリング及び実地調査の実施
- ② OECD・ポルトガル政府主催の国際三角協力会議 (通称リスボン会議) を含む国際会合等への参加及びラウンドテーブルの実施
- ③ JICA 在外事務所への結果共有

### 3) 机上調査② (2026年10月～2月の間で現地調査を除く期間)

準備・整理業務期間においては、現地調査実施国以外の事例・情報収集を行うとともに、机上調査①の業務を継続する。

### 4) 整理業務・最終化 (2027年2月下旬)

- ① 調査対象国における三角協力・サーキュラー協力の現状及び課題の整理
- ② 提案事項の整理<sup>20</sup>
- ③ ドラフト・ファイナルレポート等成果品の作成

### 5) 調査結果に関するセミナー<sup>21</sup>

最終報告書提出前後に、現地調査国又は日本国内で、ハイブリッドによる調査結果セミナーを開催する。なお、対象は南南・三角協力等の実践者・関係者を含む参加者を想定し、プレゼンテーションに加えて各自のプラクティスについて共有し合う場 (いわゆるラウンドテーブル) を設けることも検討する。なお、最終セミナー開催費については、定額計上とする。

<sup>19</sup> 具体的な渡航先・回数についてはプロポーザルにおいて提案することを求める。別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」の「1. 現地調査：現地調査における渡航先国、調査対象機関、及び調査スケジュール (選定理由・利点含む)」を参照のこと。

<sup>20</sup> 基礎調査を通じて実施した国内外の対象者別事例発信試行を踏まえ、基礎調査結果を活用した理解促進/発信方針アイデアを含む。

<sup>21</sup> 別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」の「4. 調査結果に関するセミナーの実施方法、対象人数と対象とする機関」を参照のこと。

本セミナーにおいてはファイナルレポートのドラフト版に沿った内容とし、関係者からのコメントを元にファイナルレポートに反映することを想定。

## 6) ファイナルレポートの提出

### (2) 調査内容の補足説明

調査を進めるに当たっては、少なくとも以下の三つの観点を用いること。

●どのような理念に基づいているか：水平性、相互学習、ニーズ主導、共創等の価値基盤・規範等

●どのような制度に支えられているか：意思決定、調整、権限、評価、知識管理等の制度配置等

●どのように運営されているか：知識・人材・予算・ネットワーク等の動員及び相互補完の具体的メカニズム等

これにより、知識共創及びサーキュラー協力がどのような条件の下で成立し、どの段階で制約を受けるのかを構造的に把握する。

### 1) 知識共創型協力及びサーキュラー協力の成立要件・評価視点の整理

受注者は、上記分析結果を踏まえ、知識共創型協力及びサーキュラー協力の概念、成立要件、実装上の論点、評価視点及び評価指標案を整理する<sup>22</sup>。

### 2) 事例集の作成

受注者は、上記結果や分析を踏まえ、好事例や教訓を抽出できる事例集を作成する。知識循環構造や成功要因（転換点）をストーリーテリングすることを事例集の軸とし、課題・教訓、示唆を記述することを想定するが、調査を通じて具体的な内容は協議・決定する。候補となる事例は発注者が参考情報を提供可能<sup>23</sup>。

### 3) 今後の協力モデルと案件形成ガイドライン案の作成

受注者は、上記分析結果や事例集を参考に、今後の協力モデル及び案件形成に向けたガイドライン案を作成する。

### 4) 案件形成案の提案と実践 (PoC)

---

<sup>22</sup> 評価指標案については、プロポーザルにおいて提案することを求める。

<sup>23</sup> まず 30 件程度の事例を選出し、発注者と協議の上 10 件程度を事例集に掲載する想定。ただし、事例集や発信記事の構成や件数についてはプロポーザルにおいて提案することを求める。契約後に調査の進捗を確認しながら協議・調整することも可能。

3) を踏まえ、今後の協力モデルが実装できそうな実施中の案件或いは活動を発注者と協議の上選定し、対象・手法・期間を限定した試行的取組みを2件程度提案する（高齢化対策及びサルガッサム分野等の取組みを想定）。提案案件について、実際的な取組みを行う試行費用として5,000千円定額計上する。なお、試行的取組みを実施する案件は、受注者と協議の上、最終的には発注者が決定するものとする。また、受注者は試行案件の実施団体となることはできない。

#### 5) マルチアクター対話・ラウンドテーブルの実施、並びに発信支援

受注者は、調査の過程で必要に応じ、有識者、国際機関、ドナー、研究機関、民間企業、市民社会等との対話・ラウンドテーブルを企画・実施する（実施回数2回）。これは、調査の中間論点の検証、異なる主体の視点の把握、及び今後の協力モデルの具体化を目的とする。1回は、リスボン会議におけるラウンドテーブルのプレナリー或いはサイドイベントセッションの実施支援（OECDとポルトガル政府主催）を想定する。2回目は調査を通じて検討する。なお、調査中に実施したラウンドテーブルは、本調査終了後も同種の議論が継続することを企図して設計する。2回のラウンドテーブル実施費用は、定額計上とする。

本調査成果の国際発信に資する説明資料、Policy Brief、図解・可視化素材等を作成し、南南協力・三角協力等の今日的な意義や価値を広く一般に浸透させるため、調査結果をよりわかりやすく加工した記事等も作成する<sup>24</sup>。

### 第5条 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下の通り。最終成果物として、履行期限末日までに下表の4、5を電子データにて提出する。

No	報告書	概要（項目例） ※記載項目は、想定にすぎず、プロポーザルでの提案を歓迎する。また、具体的には、調査の進捗を通じて決定。	提出時期	様式/部数
1	インセプションレポート/プレゼンテーション資料	インセプションレポートに加え、その内容説明資料として、活用可能な資料	9月末までにドラフトを提出し、10月上旬に確定 ※リスボン会議で活用する	・パワーポイント形式（英文）（電子データ） ・ワード形式（和文・英文・西文それぞれ）（電子データ）
2	月報	最終報告書の記載項目	契約開始1か	・ワード形式（和文）

<sup>24</sup> 現時点では10回程度の発信を想定している。JICAホームページ等を活用することを想定しているが、具体的な効果的な発信機会及び媒体は、プロポーザルにおいて提案することを求める。

		例を基に進捗を報告する。	月後から毎月15日 ※休日の場合は直前の営業日とする	(電子データ)
3	ドラフトファイナルレポート	別紙1参照	2027年1月下旬	・パワーポイント形式(和文・英文・西文)(電子データ) ・ワード形式(和文・英文・西文)(電子データ) ※公開版、非公開版いずれも電子データ
4	ファイナルレポート(非公開版)	別紙1参照	履行期限末日	・パワーポイント形式(和文・英文・西文)(電子データ) ・PDF形式ワード形式(和文・英文・西文)(電子データ)
5	ファイナルレポート(公開版)	別紙1参照	履行期限末日	・パワーポイント形式(和文・英文・西文)(電子データ) ・PDF形式ワード形式(和文・英文・西文) CD-R 1部ずつ 電子データ 製本1部ずつ
6	事例集	2. 調査内容の補足情報を参照	履行期限末日	和文、英文、西文(全て電子データ)
7	協力モデル/案件形成ガイドライン案	事例集を参考に、今後の協力モデル及び案件形成に向けたガイドライン案を作成	履行期限末日	和文、英文、西文(全て電子データ)
8	面談録	関係機関との面談を実施した際の議論の要旨	面談後WORD等で速やかに提出	和文、電子データ
9	収集資料	調査時に収集した資料	履行期限末日	原文、電子データ等

(報告書作成にあたっての留意点)

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い読みやすいものとする。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
- 4) 報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。なお、インタビューを行う場合には、先方と当方での認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられるヒアリング結果の概要について議事録に取りまとめる。

#### **第6条 「相談窓口」の設置**

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 最終報告書目次案

本目次案は発注段階の案であるためプロポーザルでの提案を求める。また、最終的な報告書目次は現地調査の結果及び JICA との協議に基づき最終確定するものとする。

※調査期間が限られていることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。

※公開すべきでない情報を含む場合は公開版と非公開版をそれぞれ作成する。

※最終報告書は、将来的な国際発信や内部検討にも活用可能な構成とする。

### 1. 調査概要

1-1. 調査の背景と経緯

1-2. 調査の目的、範囲及び方法

1-3. 調査スケジュールと実施体制

### 2. 国際潮流や国際的議論の整理と分析

2-1. サークュラー協力を取りまく国際潮流の整理（概念整理と成立要件分析）

2-2. 中南米・カリブ地域におけるサーキュラー協力の位置づけと実践の現状

### 3. 実施機関の整理と分析

3-1. 南南協力・三角協力（サーキュラー協力）実施機関の特長や強みの整理及び分析（全世界）

3-2. 南南協力・三角協力（サーキュラー協力）実施機関の特長や強みの整理及び分析（中南米・カリブ地域及び関連地域）

### 4. 中南米地域を中心とした連携実践例の整理と分析

4-1. 中南米・カリブ地域を中心とした南南協力・三角協力（サーキュラー協力）の連携実践例

4-2. 他地域における南南協力・三角協力（サーキュラー協力）の連携実践例

4-3. 中南米・カリブ地域を中心とした南南協力・三角協力の連携実践例と他地域の連携実践例との比較分析

### 5. JICA の南南協力・三角協力（サーキュラー協力）の整理と分析

5-1. 地域別の南南協力・三角協力（サーキュラー協力）の特長の整理と分析

5-2. 中南米・カリブ地域を中心とした南南協力・三角協力（サーキュラー協力）の実践例の整理と分析

5-3. サークュラー協力の成立条件を踏まえた各実践例の分析と成果確認

5-4. 成功要因、疎外要因・制約、及び課題

5-5. 連携実践例全体における JICA の役割（現状/期待されている今後の連携可能性）

### 6. サークュラー協力の成果と評価

6-1. サークュラー協力の成果

6-2. サークュラー協力の評価

### 7. 今後の協力モデルと案件形成の可能性

7-1. 成果を導く協力モデル（案）

7-2. 案件形成ガイドライン（案）

7-3. 調査期間に実施した案件形成の実践と教訓

### 8. サークュラー協力に係る発信の可能性

8-1. 調査期間中に実施した発信、その狙いと成果及び教訓

8-2. 国際発信に向けた提言（国内外の対象者別発信戦略）

## 9. サーキュラー協力を推進するネットワーク強化

9-1. 調査期間中に実施したネットワーク強化の取組、その狙いと成果

9-2. 今後のネットワーク拡充・形成促進に向けた提案

## 10. 今後の展望、提言

10-1. サーキュラー協力の主流化とその社会的効果・インパクト

10-2. サーキュラー協力推進に向けた実施態勢の整備、組織文化の醸成

10-3. 中所得国以上（ODA 卒業国等）との効果的なパートナーシップ継続戦略

## 11. 結論

添付：

1. 成果物一覧

2. 議事録

3. 収集資料

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	<b>現地調査：</b> 現地調査における渡航先国、調査対象機関、及び調査スケジュール(選定理由・利点含む)	第4条 (1) 2)
2	<b>現地人材活用等：</b> 情報収集における現地人材の活用方法、及び中期的人材活用戦略	第3条 (4)
3	<b>評価軸・評価指標：</b> 南南協力・三角協力及びサーキュラー協力の評価軸や指標案(DAC6評価項目及びSDGsとの整合・紐づけ含む)	第4条 (2) 1)
4	<b>成果物の形成アイデア(案件形成ガイドライン案及び事例集の作成アイデア・事例発信方針、並びにファイナルレポート目次案 等)</b>	第4条 (2) 2) 3) 5)、別紙1
5	<b>ラウンドテーブル及び最終セミナー実施案</b>	第4条 (1) 5)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：南南・三角協力/知識共創/評価・事業マネジメント

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全世界
- ② 語学能力：英語（西語ができると望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

### （2）業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 12.46 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、以下の専門性を持つ従事者を含めること。）

- ・ 国際潮流・国際協力政策分析
- ・ 南南協力・三角協力・知識共創・マルチアクター協働
- ・ 実践事例レビュー/評価手法/事業マネジメント
- ・ 連携メカニズム（連携促進・対話設計）/ファシリテーション
- ・ 中南米/カリブ地域の専門性（西語による業務遂行能力を有することが望ましい）

#### 2) 渡航回数/目途 延べ12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

<JICA 事業関連>

- ・ 三角協力・新興国との共創 主な事例 Triangular Cooperation Good Practice
- ・ 2026 年度実施予定の第三国研修リスト（JFY2026\_Cursos de tercer país en LAC）

<「第4条(2)4) 案件形成案の提案と実践」関連資料>

- 日本国内の日系社会におけるニーズ調査 調査報告書

<その他参考資料>

- 南南協力支援ガイドブック (2004年3月作成)

2) 公開資料

<国際潮流>

- OECD レポート
  - [Global Perspectives on Triangular Co-operation | OECD](#)
  - [Global Perspectives on Triangular Co-operation 2025 \(EN\)](#)
  - [Enabling effective triangular co-operation \(EN\)](#)
- Fukuda-Parr, S., & McNeill, D. (2019). “Knowledge and politics in setting and measuring the SDGs.” *Global Policy*, 10(S1): 15-26. [Knowledge and Politics in Setting and Measuring the SDGs: Introduction to Special Issue](#)
- Glennie, J. (2023). *The future of global cooperation is circular* [Lecture manuscript]. Global Nation. [https://globalnation.world/wp-content/uploads/2024/05/Lecture-the-future-of-cooperation-is-circular.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://globalnation.world/wp-content/uploads/2024/05/Lecture-the-future-of-cooperation-is-circular.pdf?utm_source=chatgpt.com)
- Glennie, J., & Alemañy, M. (2024). Reimagining development: Toward circular cooperation. *Development Cooperation Review*, 7(2), 13-28. Global Cooperation Institute. <https://ris.org.in/newsletter/dcr/2024/paper2.pdf>
- IRS レポート : <https://ris.org.in/newsletter/dcr/2024/paper3.pdf>
- 南南協力・三角協力実施関連組織・団体情報<sup>25</sup> :

組織・団体名	特徴	リンク
PIFCSS (南南協力強化プログラム)	地域戦略、統計DB、MECSS、評価	<a href="https://cooperacionsursur.org/">https://cooperacionsursur.org/</a>
SEGIB (イベロアメリカサミット総局)	CSS/Triangular 年次報告	<a href="https://www.segib.org/">https://www.segib.org/</a>
GIZ (ドイツ) Regional Fund	公募型基金、政策対話	<a href="https://www.giz.de/en/worldwide/103697.html">https://www.giz.de/en/worldwide/103697.html</a>
スペイン (AECID/FIIAPP)	PIFCSS 連携、政策循環型協力	<a href="https://www.aecid.es/">https://www.aecid.es/</a>
EU ADELANTE 2	Triangular Window、共通基金	<a href="https://capacity4dev.europa.eu/projects/adelante-2-eu-funded-triangular-cooperation-programme-latin-america-and-caribbean-en">https://capacity4dev.europa.eu/projects/adelante-2-eu-funded-triangular-cooperation-programme-latin-america-and-caribbean-en</a>

<sup>25</sup> 南南協力・三角協力(サーキュラー協力)の国際潮流を把握するために有用な組織・団体情報。本紙では一例として中南米地域の関連組織・団体の情報を提供する。

ポルトガル (Camões 言語協力 院)	ポルトガル語圏ネ ットワークを通じ た三角協力	<a href="https://www.instituto-camoes.pt/en/">https://www.instituto-camoes.pt/en/</a>
UNOSSC	UN 改革に連動した レビュー中	<a href="https://southsouth-galaxy.org/">https://southsouth-galaxy.org/</a>
メソアメリカ地域 統合プロジェクト	域内10カ国にお ける協働＝地域公 共財	<a href="https://www.proyectomesoamerica.org/index.php">https://www.proyectomesoamerica.org/in dex.php</a>
チリ：AGCID	三角協力部門有、 EU/GIZ との基金、 公共政策支援	<a href="https://www.agci.cl/">https://www.agci.cl/</a>
ブラジル：ABC	南南協力の長い歴 史、技術省庁との 連携、三角協力多 数	<a href="https://www.gov.br/abc/">https://www.gov.br/abc/</a>
アルゼンチン： FO. AR	年間計画、テーマ 別協力、三角協力 の制度化	<a href="https://www.cancilleria.gob.ar/es/indicativas/cooperacion-argentina/foar">https://www.cancilleria.gob.ar/es/inic iativas/cooperacion-argentina/foar</a>
メキシコ： AMEXCID	三角協力部門、地 域基金、Mesoamé rica 連携	<a href="https://www.gob.mx/amexcid">https://www.gob.mx/amexcid</a>
コスタリカ：DGCI	環境・気候・デジ タル政府の提供国 型協力	<a href="https://www.rree.go.cr/">https://www.rree.go.cr/</a>
ウルグアイ：AUCI	高齢化、社会政 策、デジタル政府	<a href="https://www.gub.uy/agencia-uruguay-cooperacion-internacional/">https://www.gub.uy/agencia-uruguay- cooperacion-internacional/</a>
コロンビア APC	協力メニュー（ポ ートフォリオ）充 実、TRINOVA 基金を ドイツと創設、平 和構築	<a href="https://www.apccolombia.gov.co/">https://www.apccolombia.gov.co/</a>

#### <JICA 事業関連>

- 北米・中南米（広域）With Post COVID-19 禍下における強靱な社会共創のための人材及びインフラ開発に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（第2冊） 第16章「南南・三角・広域協力（P453-P513）」  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12381240.pdf>
- 全世界 2025 年度テーマ別評価 タイ国第三国研修に関する合同評価最終報告書  
[https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/n\\_files/Thematic\\_Evaluat  
ion\\_Joint\\_Evaluation\\_TCTP\\_in\\_Thailand\\_JP.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/n_files/Thematic_Evaluation_Joint_Evaluation_TCTP_in_Thailand_JP.pdf)
- JICA 緒方研究所「新興国との知識共創研究会」関連の出版物等：
  - 包摂的な国際開発アーキテクチャーに向けた知識共創の提案 ―新興開発パートナーと日本の役割―

[https://www.jica.go.jp/jica\\_ri/publication/policynotes/\\_icsFiles/afieldfile/2026/06/26/Policy\\_Note\\_No21.pdf](https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/policynotes/_icsFiles/afieldfile/2026/06/26/Policy_Note_No21.pdf)

- 近日中にナレッジレポート1件（中南米）、開発協力文献レビュー1件の発刊を予定しており、以下ウェブサイトに順次掲載予定

[https://www.jica.go.jp/jica\\_ri/research/strategies/1572670\\_24132.html](https://www.jica.go.jp/jica_ri/research/strategies/1572670_24132.html)

- 南南協力・三角協力に関する JICA 緒方貞子平和開発研究所の研究成果等サイト例

[https://www.jica.go.jp/jica\\_ri/news/topics/2025/1573302\\_66480.html](https://www.jica.go.jp/jica_ri/news/topics/2025/1573302_66480.html)

<「第4条（2）4）案件形成案の提案と実践」関連資料>

- 中米カリブ地域（広域）カリブ海沿岸におけるサルガッサムの利活用を目的とした本邦技術に係る基礎調査

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12384210.pdf>

- 中南米地域発イノベーションによる日本国内社会課題解決を通じた双方向的協力関係の構築に向けた情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000056032.pdf>

<その他参考資料>

- 国境を越える課題－広域協力形式・実施ハンドブック－

[https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360\\_000\\_11882164.html](https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360_000_11882164.html)

- 外部機関による評価 特定テーマ評価「南南協力」報告書

[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/evaluation/tech\\_ga/after/pdf/2005/nannan02.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/evaluation/tech_ga/after/pdf/2005/nannan02.pdf)

（4）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（5）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のため

めの関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### 【上限額】

74,927,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### トルコへの現地渡航がある場合

人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が180日中90日以下になるように留意してください（この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になります。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可となります）。現地に恒久的施設を有している企業等が、やむを得ず90日間を超える要員計画を提案する場合は、JICAの業務に関連して発生する社会保障費のみ機構が公費負担することを認めますが、コンサルタントが自社で社会保障費を納付してください。その際、納付額のうち本業務に関連して発生する社会保障費のみを契約金額の見積もりに計上してください。なお計上する費目は直接経費の

「旅費（その他）」とし、別見積もりとします。見積もりの作成にあたってはトルコ法規程を確認し対応することとなりますが、参考金額として JICA から情報提供することは可能です。

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります (7,040,000 円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積もりとしてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積もりによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	案件形成 PoC に係る実証事業費	第4条(2)4) に記載の「案件形成案の提案と実践 (PoC)」に係る業務	5,000,000 円 (2,500,000 円×2)	実証事業実施費一式： (旅費・交通費 (航空券、日当、宿泊料)、車両関連費、現地傭人・通訳費、実証事業関連費、雑費、等を含む)	一般業務費 雑費  なお、本件は、選定した案件の実施団体と受注者が契約を締結のうえ、実施を委託する形となります。
2	セミナー実施費用	第4条(1)1) 2) 5)、および第4条(2) 5) に記載の業務	2,040,000 円	ラウンドテーブル (2 回) 及び最終セミナーの実施諸費。通訳、通訳旅費等も含む。	一般業務費 セミナー等 実施関連費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

- 1) 宿泊手当・宿泊費単価表に記載のない国における宿泊については、財務省が定める「国家公務員等の旅費支給規程」に記載の「宿泊費基準額」と「宿泊手当」を参考に、計上してください。
- 2) ブラジルへの渡航にあたっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)